

(証券コード7624)
令和5年5月8日
(電子提供措置の開始日 令和5年5月1日)

株 主 各 位

東京都北区昭和町二丁目1番11号
株式会社 N a I T O
取締役社長 坂 井 俊 司

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第72期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

(<https://www.naito.net/ir/library/meeting.html>)



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR 情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、令和5年5月22日（月曜日）午後5時45分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和5年5月23日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
 2. 場 所 東京都千代田区神田須田町一丁目25番 JR神田万世橋ビル 4階
ステーションコンファレンス万世橋 404
(末尾の定時株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 会議の目的事項
報 告 事 項
 - (1) 第72期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類の監査結果報告の件
 - (2) 第72期（令和4年3月1日から令和5年2月28日まで）
計算書類の内容報告の件
- 決 議 事 項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 監査等委員以外の取締役6名選任の件

以 上

-
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、3月13日に政府よりマスク着用に関して個人の判断とする指針が示されましたが、新型コロナウイルス感染症対策として、会場内でのマスク常時着用を推奨いたします。
 - 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - お土産の配布はございません。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、ログインQRコードをスマートフォンで読み取りいただくこと、又は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をパソコン、スマートフォンなどからご利用いただくことによって可能です。
2. インターネットによる議決権行使は、令和5年5月22日（月曜日）の午後5時45分までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効といたします。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで保管願います。
なお、議決権行使コード及びパスワードは本総会に限り有効で、パスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金（電話料金等）が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

操作方法に関するお問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、スマートフォンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号 0120-652-031（受付時間 9：00～21：00）

以上

事業報告

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における当社を取り巻く経済環境は、設備投資・生産活動に持ち直しの動きが見られたものの、新型コロナウイルス感染症の感染状況、円安の進行、物価高騰、ロシア・ウクライナ情勢及び中国ロックダウンによる部品調達の困難化や自動車工場の減産・稼働停止など下振れリスクにより景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループは「中期経営計画 Achieve2025（令和3年3月1日～令和8年2月28日）」の2年目として重点施策の着実な実行に努めました。3月には、工作機械、ロボット及び工場ライン周辺の設備販売を強化するために設備販売部を新設しました。6月には、ロボットテクノロジー展ジャパン2022に出展し、「NaITO Revolution ～NaITOからの再提案～」をテーマとして、協働ロボットやIoT関連の商材等を展示しました。11月には、JIMTOF2022において新製品の当社オリジナルブランド「Victory エンドミル」の発売を発表しました。また、海外展開につきましては、ベトナム・タイ・中国において同感染症の影響はあったものの拡販に努めました。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの売上高は444億57百万円（前年同期比1.9%増）、営業利益は8億86百万円（同41.1%増）、経常利益は9億32百万円（同39.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は投資有価証券売却益の計上もあり7億32百万円（同63.3%増）と増収増益になりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

利益配分につきましては、企業体質の強化や将来の事業展開に備えて、内部留保の確保を図りつつ、株主の皆様方への利益還元に努めることを基本としながら、業績の推移と今後の経営環境等を勘案して、1株当たり配当額4円を予定しております。

株主の皆様におかれましては、今後一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、取扱商品別売上高の概要をご報告申し上げます。

取扱商品 分類	第 71 期 (令和 3 年度)		第 72 期 (令和 4 年度)		前 年 同期比 (%)	備考
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)		
切削工具	21,695	49.7	22,036	49.6	1.6	特殊鋼工具 超硬工具 ダイヤモンド工具等
計 測	3,799	8.7	3,963	8.9	4.3	計測機器 測定工具
産業機器・ 工作機械等	18,127	41.6	18,457	41.5	1.8	補用機器、制御機器 物流機器、機械工具 工作機械等
合 計	43,622	100.0	44,457	100.0	1.9	

- (注) 1. 金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 構成比及び前年同期比は、小数点以下第 2 位を四捨五入して表示しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第 29 号 令和 2 年 3 月 31 日)等を第 72 期の期首から適用しており、当該会計基準等を遡って適用した後の数値を記載しております。

(切削工具)

主力取扱商品である切削工具につきましては、各種キャンペーンの着実な実行に加え、NICE-NETの利便性向上や機会損失の回避等を目的として在庫拡充による品揃えを強化し、売上高は220億36百万円（前年同期比1.6%増）となりました。なお、11月には、前述のとおり切削工具の当社オリジナルブランド「Victory エンドミル」の発売を発表しております。

(計測)

計測につきましては、昨年に続き測定工具・計測機器の拡販及び検査・校正ビジネスの拡大に努めるとともに、ユーザー向け展示会の出展、Webセミナーの開催及びメーカー資格取得による専門力の強化により、売上高は39億63百万円（前年同期比4.3%増）となりました。

(産業機器・工作機械等)

産業機器・工作機械等につきましては、当社独自の販促企画を実施するとともに、3月に新設した設備販売部を中心に工作機械等設備の販売にも注力し、売上高は184億57百万円（前年同期比1.8%増）となりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、令和3年度より「中期経営計画 Achieve2025」（令和3年3月1日～令和8年2月28日）をスタートしました。この5か年においては、既存事業のシェア拡大を図るとともに、デジタル技術を活用した受発注業務や物流業務等の自動化による生産性の向上を図りつつ、物品販売からアフターサービスを行うオールインワン事業を確立し、お客様から機械工具のソリューションパートナーとして頼られ選ばれる企業を目指していきます。

〔重点課題〕

オールインワン事業を展開する新たな卸の形態に変わる。

1. 国内既存事業のシェア拡大及び収益力の向上
2. 新規事業展開による事業規模の拡大
3. 海外事業の推進
4. デジタル技術を活用した生産性の向上
5. 時代に合わせた専門人財及び中核人財の育成

(3) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	令和元年度 第69期	令和2年度 第70期	令和3年度 第71期	令和4年度 第72期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	46,467	39,145	43,622	44,457
経 常 利 益 (百万円)	1,032	442	668	932
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	686	274	448	732
1株当たり当期純利益 (円)	12.54	5.02	8.19	13.38
純 資 産 額 (百万円)	11,818	11,878	12,222	12,663
1株当たり純資産額 (円)	215.82	216.92	223.19	231.25
総 資 産 額 (百万円)	17,980	16,453	17,174	17,187

- (注) 1. 売上高、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益、純資産額並びに総資産額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る財産及び損益については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	令和元年度 第69期	令和2年度 第70期	令和3年度 第71期	令和4年度 第72期 (当期)
売 上 高 (百万円)	46,351	39,039	43,442	44,222
経 常 利 益 (百万円)	1,030	449	646	901
当 期 純 利 益 (百万円)	685	281	428	705
1株当たり当期純利益 (円)	12.51	5.14	7.83	12.89
純 資 産 額 (百万円)	11,681	11,766	12,101	12,557
1株当たり純資産額 (円)	213.32	214.87	220.98	229.31
総 資 産 額 (百万円)	17,830	16,330	17,041	17,076

- (注) 1. 売上高、経常利益、当期純利益、純資産額並びに総資産額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。
3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日)等を第72期の期首から適用しており、第71期に係る財産及び損益については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

a. 親会社との関係

会社名	資本金	当社に対する 出資比率	関係内容
岡谷鋼機株式会社	91億28百万円	45.65%	役員兼任有、 本社社屋の賃借、 商品の売買

b. 親会社等との間の取引に関する事項

当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して取引条件を決定しておりますので妥当性はあると考えております。また、当社は、親会社と当社との間で当社の重要な財務及び事業の方針等に関する契約等は締結しておらず、親会社と連携を緊密にしながらも事業活動や経営判断においては、独立性を保持し、取締役会を中心とした当社独自の意思決定を行っており、意思決定手続の正当性については問題ないものと考えております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

なお、重要な子会社には該当しませんが、NAITO VIETNAM CO., LTD. を連結の範囲に含めております。また、子会社には該当しませんが、SOMAT Co., Ltd. を持分法の範囲に含めております。

(5) 主要な事業内容

当社は、切削工具、計測、産業機器、工作機械の販売を主な事業目的としております。その売上高等は、前記5頁の「取扱商品別売上高の概要」に記載のとおりです。

(6) 主要な事業所の状況

①本社 東京都北区

②支店・事務所

営業部	支店・事務所名（所在地）	
北海道・東北 営業部	札幌支店（北海道札幌市） 山形事務所（山形県山形市） 北東北支店（岩手県盛岡市）	東北支店（宮城県仙台市） 郡山事務所（福島県郡山市）
東京・北関東 営業部	北関東支店（群馬県太田市） 新潟支店（新潟県新潟市） 岡谷事務所（長野県岡谷市） 東京第一支店（東京都北区） 勝田事務所（茨城県ひたちなか市） 西東京支店（神奈川県相模原市）	宇都宮事務所（栃木県宇都宮市） 信州支店（長野県上田市） 埼玉事務所（埼玉県桶川市） 東京第二支店（東京都北区） 京浜事務所（東京都大田区） 静岡支店（静岡県静岡市）
中部営業部	名古屋第一支店（愛知県名古屋市） 四日市事務所（三重県四日市市） 浜松支店（静岡県浜松市）	名古屋第二支店（愛知県名古屋市） 安城支店（愛知県安城市） 北陸支店（石川県金沢市）
関西・西部 営業部	大阪第一支店（大阪府東大阪市） 京都支店（京都府京都市） 岡山支店（岡山県岡山市） 九州支店（福岡県福岡市）	大阪第二支店（大阪府東大阪市） 神戸支店（兵庫県明石市） 広島支店（広島県広島市） 北九州事務所（福岡県北九州市）

③物流センター

物流センター名	所在地
東日本物流センター	東京都北区
西日本物流センター	大阪府東大阪市
中部物流センター	愛知県名古屋市

(7) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前年同期比増減
333名	3名減

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
320名	5名減	42.4歳	18.2年

(注) 平均年齢及び平均勤続年数は、小数点以下第2位を四捨五入して表示しております。
従業員数には、臨時従業員(パートタイマー、派遣社員)65名(年平均雇用人員、1日8時間換算)及び出向者7名は含まれておりません。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	106
株式会社りそな銀行	100
株式会社三井住友銀行	90
三井住友信託銀行株式会社	35
株式会社常陽銀行	25

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 54,789,510 株 (自己株式数28,280株を含む。)

(2) 株主数 6,003 名

(3) 上位10名の株主

株主名	持株数 (株)	持株比率
岡谷鋼機株式会社	25,000,000	45.65%
株式会社タンガロイ	3,094,960	5.65%
ユニオンツール株式会社	3,090,800	5.64%
京セラ株式会社	3,080,000	5.62%
N a I T O取引先持株会	1,985,700	3.62%
株式会社不二越	1,568,900	2.86%
S M C 株式会社	1,547,000	2.82%
日東工器株式会社	1,541,300	2.81%
B I G D A I S H O W A 株式会社	1,540,300	2.81%
株式会社彌満和製作所	774,300	1.41%

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
坂井俊司	取締役社長	岡谷鋼機株式会社 取締役
徳田信幸	取締役 営業本部長	
中島徹	取締役 営業副本部長	
伊藤潤	取締役 管理本部長	
河村元志	取締役	岡谷鋼機株式会社 取締役 デジタル推進担当 秘書役 経理本部長 岡谷鋼機株式会社 取締役 新エフエイコム株式会社 取締役社長
大矢英貴	取締役	
遠藤孝之	取締役 (監査等委員)	
渡邊光誠	取締役 (監査等委員)	東京富士法律事務所 パートナー 東亜建設工業株式会社 社外取締役
川島亜記	取締役 (監査等委員)	島田法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役渡邊光誠及び川島亜記の両氏は、社外取締役です。
2. 監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、情報収集その他監査の実効性を高めるべく、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 渡邊光誠及び川島亜記の両氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ています。
4. 監査等委員遠藤孝之氏は、当社の経理部長を長年担当するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものです。
5. 当社は、全ての取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。
6. 棚木基之氏 (取締役 関西・西部営業部長) は、一身上の都合により令和4年8月31日に辞任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役 (常勤の監査等委員である取締役は除く。) は、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を以下のとおり定めております。なお、当該方針は、取締役会の決議により決定しております。

- ・ 取締役の個人別の報酬額（固定報酬・業績連動報酬等）又はその算定方法の決定方針

監査等委員以外取締役の報酬は、毎月支給される月例報酬及び退職時に支給される役員退職慰労金により構成する。

月例報酬は、基本年俸・加算額の合計額を12等分して支給することとし、取締役会にて決定した役員報酬制度に基づき、毎年6月に、役位に応じて基本年俸を、役位別に、前年度の経常損益、経常利益改善額及びあらかじめ定めた取組課題の達成状況を勘案して加算額を、それぞれ決定する。基本年俸と加算額の割合は定めないが、加算額は最大で基本年俸の85～94%程度となる。

役員退職慰労金は、取締役会にて決定した役員退職慰労金規程に基づき、役位及び役位別在任年数に応じて決定し、株主総会決議後2か月以内に支給する。

- ・ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法

監査等委員以外取締役の月例報酬については、取締役会から一任された取締役社長が、株主総会で決定された報酬等の限度内において上記方針に基づき決定する。

監査等委員である取締役の月例報酬については、株主総会で決定された報酬等の限度内において監査等委員である取締役の協議により決定する。

監査等委員以外取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議及び取締役会決議により決定する。

監査等委員である取締役の役員退職慰労金は、役員退職慰労金規程に基づき、株主総会決議及び監査等委員である取締役の協議により決定する。

- ・ その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項

当社の業績が、実施計画に対して、大幅に達成（又は大幅に未達成）となった場合、その他特別に考慮すべき事態が起こった場合に、監査等委員以外取締役の報酬について、取締役社長が特別加算（減算）を決定し実施できるものとする。また、当社業績が著しく低迷した場合、もしくは社会的責任を問われる事態が発生した場合等には、取締役会において、当該事態に責任を有する監査等委員以外取締役の報酬を減額する措置をとることがある。

監査等委員以外の取締役が、不正・違反行為等により解任された場合、もしくは退任後に会社に損害を与える恐れがある場合、役員退職慰労金を減額又は不支給とすることがある。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等の額は、平成28年5月24日開催の第65期定時株主総会において、監査等委員以外の取締役の報酬等については年額1億85百万円以内（同決議日時点の員数は7名）、監査等委員である取締役の報酬等については年額40百万円以内（同決議日時点の員数は3名）と決議されております。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、令和4年5月24日の取締役会の決議に基づき委任された取締役社長 坂井俊司が各監査等委員以外の取締役の報酬等の額を決定しております。取締役社長に委任した理由は、当社グループ全体の業績を俯瞰しつつ各監査等委員以外の取締役の担当や職責の評価を行うには取締役社長が最も適しているためです。委任された取締役社長は、報酬決定プロセスの公平性・客観性・透明性を確保するために、当該報酬案を監査等委員会に提示し、特に問題が無ければ決定しております。

取締役会は、当該権限が取締役社長によって適切に行使されるようにするための措置を講じており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動 報酬	役員退職 慰労引当 金繰入額	
取締役(監査等委員除く) (うち社外取締役)	62 (一)	35 (一)	23 (一)	4 (一)	5 (一)
監査等委員 (うち社外取締役)	18 (7)	17 (7)	— (一)	1 (一)	3 (2)

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

監査等委員以外の取締役の報酬は、当社の業績と一定の連動性を持たせるために、主として本業の経営成績を示す前年度の経常損益及び経常利益改善額並びにあらかじめ定めた取組課題の達成状況を指標として、役位別に定められた基本年俸への加算額を定めて支給しております。なお、当事業年度を含む経常利益の推移は、1. (3) 財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。

⑥ 非金銭報酬等の内容

該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼職状況	当社との関係
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 光 誠	東京富士法律事務所 パートナー	該当なし
		東亜建設工業株式会社 社外取締役	
	川 島 亜 記	島田法律事務所 パートナー	該当なし

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	渡 邊 光 誠	取締役会10回のうち7回、監査等委員会10回のうち7回に出席し、当社の経営課題等について弁護士としての専門的知識・経験と幅広い見識から必要に応じて意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	川 島 亜 記	取締役会10回全て、監査等委員会10回全てに出席し、当社の経営課題等について弁護士としての専門的知識・経験と幅広い見識から必要に応じて意見を述べ、意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査の実施状況、監査計画及び報酬見積の相当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬につき会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬等の額を区分指定しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。なお、記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬を1百万円支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を以下のとおり定めております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、取締役、社員を含めた企業としての果たすべき役割を定めた企業行動憲章において関係法令・国際ルールの遵守をうたっており、その周知徹底を図っています。また、社員に対しては、社員行動規準を定め、各人がこれを日常的に実践すること及び法令・社内諸規程等の遵守を継続的に啓発しています。
- ② 法務審査室をコンプライアンス統括部署とし、法令・社内諸規程等の遵守体制の整備を図るとともに、教育・研修を通じて関係部署に対しコンプライアンスに関する啓発を行っています。
- ③ 当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は、取締役の職務執行について法令・定款及び監査等委員会規程に従い、監査等委員会が定める監査方針・業務分担等により監査を行っています。
- ④ 内部監査部門として、社長直轄組織である内部監査室を設置し、内部監査規程に従い監査を実施し、監査結果を社長に報告しています。
- ⑤ 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部監査室が内部統制の評価を行い、評価結果を社長に報告しています。また、内部統制の整備・運用の全社的な推進・調整等を行う内部統制推進委員会を設置し、社長からの指示を受け継続的に改善等を行っています。
- ⑥ 企業行動憲章、法令、社内諸規程及びそのほかコンプライアンスに著しく反する行為の社内通報システムとして、人事総務室及び法務審査室内に企業倫理相談窓口を設置し通報に対応しています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会議事録は取締役会規程に基づき事務局が適切かつ確実に永久保存し、10年間は備え置くものとしています。
- ② その他取締役の職務の執行に係る文書については、文書管理規程に基づき適正な保存・管理を図るとともに、取締役・監査等委員会が必要に応じて閲覧できる体制としています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を制定し、様々なリスクに対して的確な管理・実践ができる体制を整備しています。
- ② 法務審査室は、各部門と連携し企業をとりまく様々なリスクに対応する体制を整備しています。
- ③ 当社は経営成績、財政状態、株価等に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクとして以下のa～eのリスクを認識し、法務審査室においてその対応部署を定めるとともに、毎年リスクの見直しを行っています。
 - a. 事業環境変動によるリスク
 - b. 金利変動によるリスク
 - c. 取引先与信のリスク
 - d. 商品在庫に関するリスク
 - e. 災害・事故等によるリスク

- ④ 対応部署は、必要に応じて規程・細則・マニュアルの新設・改廃や教育・啓発を行い、リスクが顕在化した場合の影響を最小限にとどめる体制を整えています。
 - ⑤ 緊急事態が発生した場合には、当該部署責任者は取締役会、経営会議、人事総務室及び法務審査室へ報告するとともに、対策を検討し実行します。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会については、法令・定款のほか取締役会規程に基づきその適切な運営を確保しています。
 - ② 取締役会は毎月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時に開催の上、会社の業務執行の決定や取締役の職務執行の監督等を行っています。
 - ③ 経営会議は、経営会議規程に基づき毎月1回開催することを原則とし、取締役会の管理統制のもと職務権限に基づき迅速な業務執行の具体策の決定を行っています。
 - ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程及び職務権限規程を定め、それぞれの業務の担当区分・責任者・執行手続を明確にしています。
- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- ① 当社及び子会社は、親会社において定めている関係会社管理・運営規程に基づき、当社を管理主管する親会社の担当部署の統括・管理・支援・指導を受けています。
 - ② 当社及び子会社の経営に関する重要事項については、当社及び親会社の職務権限規程並びに親会社の関連諸規程に基づき、親会社への報告を行っています。
 - ③ 定期的に開催されるグループ会社社長会議等において、経営課題等の討議を行うとともに相互連携の強化や情報の共有化を図っています。また、監査体制として、当社監査等委員会監査の他、親会社の業務分掌規程に基づく同監査部による監査を受け、業務の適正化の確保・向上に努めています。
 - ④ 当社及び子会社は、必要に応じて親会社の監査役による調査を受けています。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会から要求があった場合、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くものとしています。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の指揮命令下で職務を行います。
 - ③ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事考課及び賞罰などについては、監査等委員会と事前に協議することとしています。

- (7) 当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制及び監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制、監査等委員会へ報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は業務執行に際し、職務権限規程に従い重要事項については監査等委員会に報告しています。
 - ② 下記の事象が発生した場合は、当社及び子会社の関係取締役及び当該部署責任者は監査等委員会へ報告します。
 - a. 当社及び当社グループに重要な損害を及ぼすおそれのある事実
 - b. 重大な不正行為
 - c. 法令・定款に違反する重大な事実
 - d. 企業倫理相談窓口の相談内容のうち重要と判断したもの前記に関わらず、監査等委員会はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に報告を求めることができるものとしています。
なお、当社及び子会社は、これらの報告を行った者が不利益な取扱いを受けないよう確保します。
- (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会及び内部監査室は、相互に適時適切な情報伝達と意見交換を行い、適正かつ効率的な監査を行っています。
 - ② 監査等委員会は監査結果等について直接社長に報告し、意見交換等を行っています。
 - ③ 監査等委員会が、必要に応じて公認会計士及び弁護士等の外部の専門家に相談をした場合の費用、その他の監査等委員会の職務の執行に伴い生ずる費用は当社が負担します。
- (9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況
- ① 当社は、企業行動憲章の定めのとおり、市民生活の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会生活の発展を妨げる反社会的勢力及び団体に対しては決して関係は持たず、毅然たる態度で対応します。
 - ② 反社会的勢力及び団体に対する対応部署を人事総務室及び法務審査室とし、社内関係部署並びに所轄警察署や顧問弁護士等外部機関との協力関係の整備を図っています。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当社は、取締役会及び経営会議をそれぞれ原則毎月1回開催しております。業務執行に係る重要案件については、取締役会への上程前に経営会議で審議することにより、取締役の職務執行の適正性・効率性を図っております。なお、当事業年度につきましては、取締役会を10回、経営会議を25回開催しております。

② コンプライアンス体制

当社は、企業行動憲章に基づき、取締役及び社員に対し、その階層に応じた必要なコンプライアンスについて、社内での教育及び会議体での説明等を行い、法令・社内諸規程等を遵守するための取り組みを継続的に行っております。また、企業倫理相談窓口規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理体制

当社は、内部統制推進委員会を中心として、リスク発生の未然防止及びリスク管理に取り組む体制を構築しております。毎年リスクの見直しを行い、企業を取り巻く様々なリスクに対応できるよう社内諸規程等の整備や啓発活動を進めております。なお、当事業年度につきましては、内部統制推進委員会を3回開催しております。

④ グループ管理体制

当社グループの経営に関する重要事項については、職務権限規程に基づき管理を行っております。また、適宜会議等を開催し、財務状況及び業務執行状況の報告を受け、討議を行っております。

⑤ 監査等委員会の職務執行

業務執行に係る重要事項については、監査等委員は取締役会及び経営会議など重要な会議に参加するとともに、必要に応じて適宜意見を述べております。また、職務権限規程に基づく申請書の閲覧・確認等により監査等委員会に対する報告体制は整備されております。

監査等委員は、内部監査室と適時・適切な情報交換をしており、適正かつ効率的な監査とすべく、監査計画に基づく監査を実施しております。また、社長及び会計監査人との面談も定期的実施しており、必要に応じて適宜意見交換も行っております。

連結貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	14,292	流動負債	4,398
現金及び預金	186	支払手形及び買掛金	3,045
受取手形及び売掛金	7,503	短期借入金	356
電子記録債権	2,020	未払法人税等	323
棚卸資産	4,295	賞与引当金	253
その他	288	その他	418
貸倒引当金	△0	固 定 負 債	125
固 定 資 産	2,894	役員退職慰労引当金	58
有形固定資産	134	退職給付に係る負債	0
建物及び構築物	19	その他	66
工具、器具及び備品	40		
土地	40	負 債 合 計	4,523
その他	34	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	807	株 主 資 本	12,637
ソフトウェア	777	資 本 金	2,291
その他	30	資 本 剰 余 金	2,285
投資その他の資産	1,952	利 益 剰 余 金	8,070
投資有価証券	252	自 己 株 式	△10
退職給付に係る資産	95	その他の包括利益累計額	26
差入保証金	1,428	その他有価証券評価差額金	6
繰延税金資産	161	為替換算調整勘定	34
その他	22	退職給付に係る調整累計額	△14
貸倒引当金	△8	純 資 産 合 計	12,663
資 産 合 計	17,187	負 債 純 資 産 合 計	17,187

連結損益計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		44,457
売上原価		38,999
売上総利益		5,458
販売費及び一般管理費		4,571
営業利益		886
営業外収益		
受取利息及び配当金	8	
持分法による投資利益	26	
為替差益	8	
その他	7	51
営業外費用		
支払利息	3	
固定資産除却損	1	
その他	0	5
経常利益		932
特別利益		
投資有価証券売却益	159	159
税金等調整前当期純利益		1,091
法人税、住民税及び事業税	405	
法人税等調整額	△46	359
当期純利益		732
親会社株主に帰属する当期純利益		732

連結株主資本等変動計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	2,291	2,285	7,502	△10	12,068
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△164		△164
親会社株主に帰属する当期純利益			732		732
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			568		568
当 期 末 残 高	2,291	2,285	8,070	△10	12,637

	その他の包括利益累計額				純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	91	15	46	153	12,222
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当					△164
親会社株主に帰属する当期純利益					732
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△85	18	△60	△127	△127
連結会計年度中の変動額合計	△85	18	△60	△127	441
当 期 末 残 高	6	34	△14	26	12,663

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 NAITO VIETNAM CO., LTD.

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社数及び名称

1社 SOMAT Co., Ltd.

(2) 持分法を適用しない関連会社

会社等の名称 藤中工具(上海)有限公司

藤中工具(上海)有限公司は、当期純利益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のNAITO VIETNAM CO., LTD.の決算期は、12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務情報を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却株式等以外のもの 原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

②棚卸資産

商 品……………移動平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………主として定率法

(リース資産を除く)

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
構築物	10年
機械及び装置	12～17年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

但し、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法に

(所有権移転外ファイ

よっております。

ナンス・リース取引に

係るリース資産)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……………売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当連結会

計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金……………役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、

内規に基づく当連結会計年度末要支払額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、切削工具・計測、産業機器及び工作機械等の販売を主な事業としております。当該商品の販売については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業が必要な工作機械等については、顧客に検収された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

在外子会社等の資産及び負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上割引について、従来は営業外費用に計上しておりましたが、変動対価として売上高から控除する方法に変更しております。また、仕入割引については、従来は営業外収益に計上しておりましたが、仕入から控除する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当連結会計年度の期首における利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、連結計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額 4,295百万円

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報

当社グループでは、棚卸資産は取得原価と連結会計年度末における正味売却価額のいずれか低い方の金額で評価しております。ただし、一定の期間が経過し正常営業循環過程から外れた滞留棚卸資産については、定期的に帳簿価額を切り下げる方法を採用しております。しかし、市況や商品ライフサイクルの変化等に伴い、帳簿価額を切り下げる棚卸資産が増加した場合には、翌連結会計年度に係る連結計算書類に影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

521百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (株)	当連結会計年度 増加株式数 (株)	当連結会計年度 減少株式数 (株)	当連結会計年度 末株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	54,789,510	—	—	54,789,510
自己株式				
普通株式	28,280	—	—	28,280

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年5月24日 定時株主総会	普通株式	164	3.00	令和4年2月28日	令和4年5月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和5年5月23日 定時株主総会	普通株式	219	利益 剰余金	4.00	令和5年2月28日	令和5年5月24日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金については銀行借入により調達しております。また、デリバティブは為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引については行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。差入保証金は、仕入先に対する営業保証金及び建物等の賃貸借契約における敷金等であり、仕入先及び貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は1年以内の支払期日であります。短期借入金は営業取引に係る資金調達であります。この金利は変動金利であるため、金利変動のリスクに晒されております。ファイナンス・リースに係る債務は、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で1年以内であります。

デリバティブ取引は、外貨建の債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、販売管理規程に従い、受取手形及び売掛金並びに電子記録債権については取引先ごとに残高管理を行っており、各営業部門及び法務審査室が定期的にモニタリングを行い財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。差入保証金については、営業企画部及び人事総務室にて定期的にモニタリングを行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券については、定期的に時価や発行先の財務状況の把握に努めております。外貨建の債権・債務については為替予約によるヘッジを行い、為替リスクの低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日現在における営業債権について特定の大口顧客に対するものはありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりでございます。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額 (*1)	時価 (*1)	差額
(1) 投資有価証券			
其他有価証券	119	119	—
(2) 差入保証金	1,428	1,446	17
(3) デリバティブ取引 (*2)	(0)	(0)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 市場価格のない株式等は「(1) 投資有価証券 其他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額
投資有価証券 其他有価証券	133

3. 金融商品の時価レベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券	119	—	—	119
デリバティブ取引	—	—	—	—
資産計	119	—	—	119
デリバティブ取引	—	0	—	0
負債計	—	0	—	0

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	—	1,446	—	1,446
資産計	—	1,446	—	1,446
負債計	—	—	—	—

投資有価証券（その他有価証券）

上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

これらの時価は、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュフローと国債の利回り等適切な指標を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは切削工具、計測、産業機器、工作機械等の販売及びこれら付帯業務の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しておりますが、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
切削工具	22,036
計 測	3,963
産業機器・工作機械等	18,457
顧客との契約から生じる収益	44,457
外部顧客への売上高	44,457

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	
受取手形	2,271
売掛金	5,389
電子記録債権	1,717
期首残高 合計	9,378
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	
受取手形	2,016
売掛金	5,486
電子記録債権	2,020
期末残高 合計	9,523
契約負債（期首残高）	13
契約負債（期末残高）	13

- (注) 1. 契約負債は連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に計上しています。
2. 当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は13百万円であります。
3. 契約負債は顧客との契約に基づく支払条件により、顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。
4. 当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要なものはありません。

(2) 残存履行義務に分配した取引価格

当社グループにおいて、当初の予想される契約期間が1年を超える重要な取引を認識していないため、実務上の便法を適用し、残存履行业務に関する情報は開示しておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 231円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 13円38銭 |

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和5年2月28日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	14,206	流 動 負 債	4,393
現金及び預金	163	買 掛 金	3,045
受 取 手 形	2,016	短 期 借 入 金	356
電 子 記 録 債 権	2,020	未 払 金	204
売 掛 金	5,479	未 払 法 人 税 等	322
棚 卸 資 産	4,282	賞 与 引 当 金	253
そ の 他	245	そ の 他	210
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	125
固 定 資 産	2,869	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	58
有 形 固 定 資 産	134	そ の 他	66
建 物 及 び 構 築 物	19		
工 具、器 具 及 び 備 品	40		
土 地	40		
そ の 他	34	負 債 合 計	4,518
無 形 固 定 資 産	807	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	777	株 主 資 本	12,550
そ の 他	30	資 本 金	2,291
投 資 そ の 他 の 資 産	1,927	資 本 剰 余 金	2,285
投 資 有 価 証 券	129	資 本 準 備 金	2,285
関 係 会 社 株 式	81	利 益 剰 余 金	7,984
出 資 金	16	そ の 他 利 益 剰 余 金	
前 払 年 金 費 用	116	別 途 積 立 金	4,000
差 入 保 証 金	1,428	繰 越 利 益 剰 余 金	3,984
破 産 更 生 債 権 等	3	自 己 株 式	△10
繰 延 税 金 資 産	157	評 価 ・ 換 算 差 額 等	6
そ の 他	2	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6
貸 倒 引 当 金	△8	純 資 産 合 計	12,557
資 産 合 計	17,076	負 債 純 資 産 合 計	17,076

損 益 計 算 書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		44,222
売 上 原 価		38,848
売 上 総 利 益		5,374
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,499
営 業 利 益		875
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	17	
そ の 他	13	31
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3	
そ の 他	1	5
経 常 利 益		901
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	159	159
税 引 前 当 期 純 利 益		1,060
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	402	
法 人 税 等 調 整 額	△47	354
当 期 純 利 益		705

株主資本等変動計算書

(令和4年3月1日から
令和5年2月28日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益 剰余金	
当 期 首 残 高	2,291	2,285	2,285	4,000	3,443	7,443
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当					△164	△164
当 期 純 利 益					705	705
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計					541	541
当 期 末 残 高	2,291	2,285	2,285	4,000	3,984	7,984

	株 主 資 本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△10	12,009	91	91	12,101
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△164			△164
当 期 純 利 益		705			705
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△85	△85	△85
事業年度中の変動額合計	—	541	△85	△85	456
当 期 末 残 高	△10	12,550	6	6	12,557

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない……………時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却株式等以外のもの 原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商 品……………移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯 蔵 品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法

(リース資産を除く)

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～20年
構築物	10年
機械及び装置	12～17年
車両及び運搬具	4年
工具、器具及び備品	3～20年

(2) 無形固定資産……………定額法

(リース資産を除く)

但し、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産)

3. 重要な引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………売上債権及び貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えて、賞与支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしておりますが、当事業年度末においては前払年金費用計上のため、退職給付引当金は計上しておりません。
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……………役員の退任により支出する役員退職慰労金に充てるため、内規に基づく当事業年度末要支払額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、切削工具・計測、産業機器及び工作機械等の販売を主な事業としております。当該商品の販売については、商品の出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の間であるため、出荷時点で収益を認識しております。納品後の動作確認や設定作業が必要な工作機械等については、顧客に検収された時点で顧客が当該商品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、顧客が検収した時点で収益を認識しております。収益は顧客との契約において約束された対価から、値引等を控除した金額で測定しております。顧客への財又はサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を算定しております。なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しております。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

1. 代理人取引に係る収益認識

顧客への商品の提供における当社の役割が代理人に該当する取引について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から商品の仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

2. 変動対価が含まれる取引に係る収益認識

売上割引について、従来は営業外費用に計上しておりましたが、変動対価として売上高から控除する方法に変更しております。また、仕入割引については、従来は営業外収益に計上しておりましたが、仕入から控除する方法に変更しております。

当該会計方針の変更は、原則として遡及適用されております。なお、当事業年度の期首における繰越利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる、計算書類への影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

棚卸資産の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額 4,282百万円
2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積り内容に関する情報
連結注記表に注記している内容と同一であるため、記載を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 521百万円
2. 関係会社に対する金銭債権債務
短期金銭債権 81百万円
短期金銭債務 7百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高の総額

営業収益	525百万円
営業費用	368百万円
営業外収益	10百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	28,280

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

棚卸資産	57百万円
賞与引当金	77百万円
未払事業税	20百万円
その他	81百万円

繰延税金資産小計 236百万円

評価性引当額 Δ 22百万円

繰延税金資産合計 214百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 Δ 2百万円

前払年金費用 Δ 35百万円

その他 Δ 19百万円

繰延税金負債合計 Δ 57百万円

繰延税金資産の純額 157百万円

(関連当事者との取引に関する注記)

当社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係
親会社	岡谷鋼機株式会社	愛知県 名古屋市 中区	9,128	鉄鋼・機械、 情報・電機、 産業資材、 生活産業の 売買・製造等	(被所有) 直接 45.65	役員兼任有、 本社社屋の賃借、 商品の売買

取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
商品の売上	91	売掛金	13
商品の仕入	250	前払費用	9
家賃の支払	108	買掛金	2
その他の営業費用	4	前受金	4
利息の受取	0		
資金貸付取引	350		

取引条件及び取引条件の決定方針

価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案し、価格交渉の上で決定しております。

家賃については、近隣相場等を勘案し、協議の上で決定しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表「(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 229円31銭
2. 1株当たり当期純利益 12円89銭

(その他の注記)

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年4月11日

株式会社N a I T O
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所
指定有限責任社員 公認会計士 楠 元 宏
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川 口 真 樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社N a I T Oの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社N a I T O及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されており、会社は従来営業外費用に計上していた売上割引を変動対価として売上高から控除する方法に変更し、また、営業外収益に計上していた仕入割引を仕入から控除する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

令和5年4月11日

株式会社N a I T O
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

名古屋事務所 指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	楠 元 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	川 口 真 樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社N a I T Oの令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の会計方針の変更に関する注記に記載されているとおり、会社は従来営業外費用に計上していた売上割引を変動対価として売上高から控除する方法に変更し、また、営業外収益に計上していた仕入割引を仕入から控除する方法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、令和4年3月1日から令和5年2月28日までの第72期事業年度における取締役の職務の執行に関して監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査等委員会の監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査室と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年4月12日

株式会社 N a I T O 監査等委員会

常勤監査等委員 遠藤 孝之 ㊞

監査等委員 渡邊 光誠 ㊞

監査等委員 川島 亜記 ㊞

(注) 監査等委員渡邊光誠及び川島亜記は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第72期の配当につきましては、当期の業績と今後の経営環境を勘案して以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金4円 総額 219,044,920円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
令和5年5月24日

第2号議案 監査等委員以外の取締役6名選任の件

監査等委員以外の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員以外の取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会から異議のない旨の意見を得ております。

監査等委員以外の取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	さか い しゅん じ 坂井俊司 (昭和38年12月23日生)	昭和62年4月 岡谷鋼機㈱入社 平成22年3月 同社東京本店メカトロ部長 平成26年4月 当社顧問 平成26年5月 当社取締役社長就任(現任) 令和2年5月 岡谷鋼機㈱取締役就任(現任)	5,500株
<選任理由> 平成26年より当社取締役社長を務めており、事業活動における豊富な経験と知識を活かし、経営トップとして企業経営を担える人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	とく だ のぶ ゆき 徳 田 信 幸 (昭和34年12月13日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年3月 当社西部営業部長 平成22年5月 当社取締役就任 平成24年9月 当社取締役営業本部長（現任）	13,300株
	<選任理由> 当社営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの事業拡大に向け、強いリーダーシップを発揮できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
3	なか じま とおる 中 島 徹 (昭和34年7月7日生)	昭和57年4月 当社入社 平成19年3月 当社東京営業部長 平成21年5月 当社取締役就任 平成23年4月 当社取締役営業副本部長（現任）	15,300株
	<選任理由> 当社営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの事業拡大に向け、特に海外展開や計測部門等の取り組みにおいて強いリーダーシップを発揮できる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
4	い とう じゅん 伊 藤 潤 (昭和34年2月19日生)	昭和56年4月 当社入社 平成19年3月 当社中部営業部副部长 平成26年3月 当社管理部長 平成30年5月 当社取締役就任 令和5年3月 当社取締役管理部門担当（現任）	8,900株
	<選任理由> 当社管理部門及び営業部門における豊富な経験と知識を活かし、当社グループの内部統制の強化や企業価値向上を図ることができる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		
5	かわ むら もと し 河 村 元 志 (昭和37年8月16日生)	平成11年2月 岡谷鋼機㈱入社 平成20年5月 同社東京本店経理部長 平成23年5月 当社監査役就任 平成27年5月 岡谷鋼機㈱取締役経理本部長 （現任） 平成28年5月 当社非常勤取締役就任（現任） 令和元年5月 岡谷鋼機㈱秘書役（現任） 令和3年5月 同社デジタル推進担当（現任）	0株
	<選任理由> 親会社の経理部門に関する幅広い経験と知識を活かし、当社グループの活性化を図れる人材と判断したことから、引き続き取締役候補者としております。		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
※ 6	か とう けい た 加 藤 圭 太 (昭和50年 1月22日生)	平成 9年 4月 岡谷鋼機㈱入社 平成24年 3月 Siam Okaya Machine & Tool Co., Ltd. (現 SOMAT Co.,Ltd.) 社長 令和 3年 3月 岡谷鋼機㈱名古屋メカトロ部長 (現任) 令和 4年11月 同社メカトロ本部長 兼 新事業推進部長 (現任)	0株
<選任理由> 親会社の産業資材部門に関する国内外の幅広い経験と知識を活かし、当社グループの活性化を図れる人材と判断したことから、新任の取締役候補者としております。			

- (注) 1. ※印は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 当社は、非業務執行取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなかったときは、その責任の限度額を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、非業務執行取締役である候補者河村元志氏の選任が承認された場合には、当該契約を継続する予定です。また、非業務執行取締役である候補者加藤圭太氏の選任が承認された場合には、当該契約を締結する予定です。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者として役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約により、被保険者の職務執行に起因する行為によって損害賠償請求がなされた場合に被保険者が被り得る法律上の損害賠償金及び訴訟費用等の損害を填補することとしております。なお、各候補者が就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

以 上

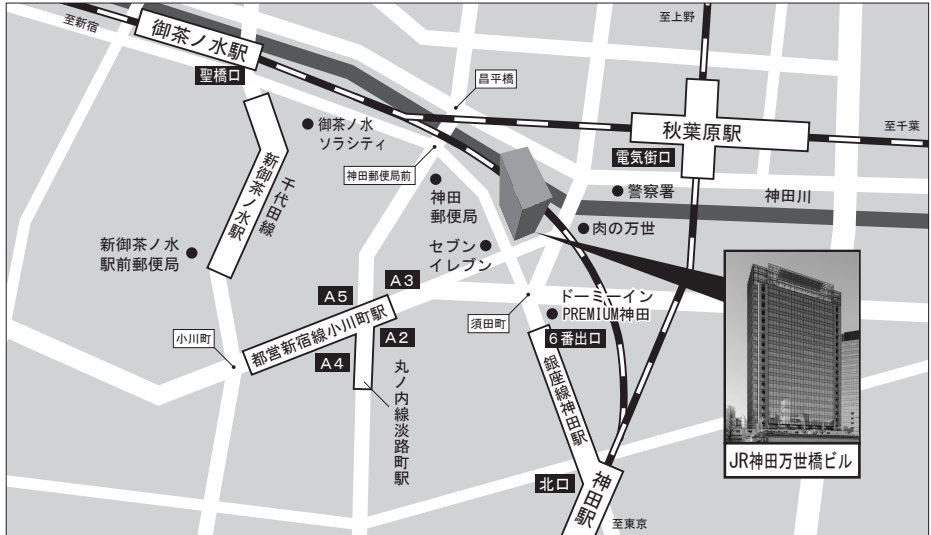
定時株主総会会場ご案内図

東京都千代田区神田須田町一丁目25番

J R神田万世橋ビル 4階

ステーションコンファレンス万世橋 404

電話 03-6859-8200



●交通のご案内

J R

「秋葉原駅」
「御茶ノ水駅」
「神田駅」

電気街口徒歩4分
聖橋口徒歩6分
北口徒歩6分

東京メトロ

「丸ノ内線淡路町駅」
「銀座線神田駅」

A3出口徒歩3分
6番出口徒歩2分